

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正

- 一 特定共同住宅等建築主に該当することとなる建築主の要件としての一年間に新築する分譲型規格共同住宅等の住戸の数を千戸とするものとする事。

(第九条第二項関係)

- 二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 建築基準法施行令の一部改正

- 一 住宅の居住のための居室に必要な窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、七分の一とし、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置等の措置が講じられているものにあつては、十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合とするものとする事。

(第十九条第三項関係)

- 二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 宅地建物取引業法施行令の一部改正

一 広告の開始時期等を制限する許可等の処分に、建築基準法（以下「法」という。）第五十五条第三項及び第五十八条第二項の規定による許可並びに法第五十二条第六項第三号の規定による認定を追加するものとする。

（第二条の五第二号関係）

二 宅地の売買等の契約の成立までに説明が義務付けられる重要事項に、法第五十五条第三項及び第五十八条第二項の規定に基づく制限に関する事項の概要を追加するものとする。

（第三条第一項第二号関係）

三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 不動産特定共同事業法施行令の一部改正

一 広告の規制等に係る許可等の処分に、法第五十五条第三項及び第五十八条第二項の規定による許可並びに法第五十二条第六項第三号の規定による認定を追加するものとする。

（第七条第二号関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の

一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

（附則第二項関係）